



私たちの住む町・黒潮町が、すべての人の人権が当たり前に尊重される、真に「人権文化に満ちあふれた町」となるように願う「人権」について、シリーズで掲載します。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」という言葉ではじまる「世界人権宣言」は、差別を撤廃し人権を確立することが世界の恒久平和に繋がる」という確信のもとに、1948年12月10日第3回国連総会で採択されました。

その採択から、今年で60周年を迎えます。

この間、世界人権宣言を基に、私たちの日常生活を守るために、国際人権規約や人種差別撤廃・女性差別撤廃、子どもの権利などに関する条約が23種類も作成されてきました。「世界人権宣言」の前置文および第1条、第3条について掲載しますので、「人権」について考えてみましょう。

「世界人権宣言」(前文)

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であり、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらす、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された。

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護すること及び諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要である。

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約した。これらの権利及び自由に対

する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要である。

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭におきながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民と、すべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条(自由平等)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならぬ。

第2条(権利と自由の享有に關する無差別待遇)

①すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若

しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

②さらに、個人の属する国又は地域が独立国である、非信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条(生存・自由・身体の安全)

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

※(世界人権宣言は、第30条までありますが、紙面の構成上、基本の部分のみを掲載して、第4条以下は省略します。)

21世紀は「人権と環境の世紀」といわれています。

私たちが生活するなかで、そのすべての基本に「人権」があるということ、あら

ためて確認をし、これからも「人権」をキーワードにしながら、明るく、そして温もりのある、人に優しい「黒潮町」を築くために、一人ひとりが主体的になって、取り組みをすすめてみましょう。

2007人権まつり「人権標語」優秀作品

◆差別せず 人権を守る やさしい町
池内菜穂さん(南郷小:6年生)

◆作ろうよ 笑顔のとびだす いい町を
澳本七海さん(入野小:5年生)

○お問い合わせ
大方総合支所
住民課 人権係
電話 43-2800(直通)

教育委員会
佐賀生涯人権教育係
電話 55-3190(直通)

第35回「部落差別をなくする運動」強調旬間

【期間7月10日から7月20日まで】

部落差別とは

日本固有の人権問題である部落差別は、憲法が保障する基本的人権に関わる重要な問題です。

1965(昭和40)年の「同和対策審議会答申」以来、旧大方町と旧佐賀町においては、その理念のもとに部落差別の解決のために積極的に取り組んできました。その結果、住環境整備や産業振興などの主要なハード事業は、いくつもの課題を残しつつもおおむね完了し、一定の成果を収めることができました。

しかし、人々の観念や潜在意識にかかわる心理的差別については、着実に解消へ向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しています。このことは、2005(平成17)年・2006(平成18)年に実施した住民意識調査の結果をみても明らかで、今なお多くの課題が残されています。

今後は、この心理的差別の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれ

までの手法への評価を踏まえ、他のさまざまな人権課題との関連を考慮しながら、教育・啓発を中心に部落差別の解決を目指していくことが必要とされています。

(解説) 部落差別の問題を行政では同和問題といいますが、

この期間を中心に総合センター(役場佐賀庁舎前)で写真などの特別展示、ビデオ上映会や講演会を行います。入場は、すべて無料です。皆さんのお越しをお待ちしています。

期間中の行事

この期間を中心に総合センター(役場佐賀庁舎前)で写真などの特別展示、ビデオ上映会や講演会を行います。入場は、すべて無料です。皆さんのお越しをお待ちしています。

特別展示「リバティ」

▼横浜解放子ども会・浜松解放子ども会の活動紹介

▼万行地区・横浜地区の今昔写真展

▼じんけんの七夕

展示期間

7月10日(木)～19日(土)

午前9時から午後5時まで

※7月13日(日)は休みです

会場

総合センター支関ホール

ビデオ上映

『差別つていつたいなんやねん』
『歩く水平社宣言 川口泰司さん』(30分)

『人間の尊厳を求めて／解放運動50年 森田益子さん』(25分)

上映日時

7月14日(月)～19日(土)

午後2時～午後3時

午後3時半～午後4時半

(毎日2回上映)

会場

総合センター2階大ホール

講演会

▼講師 中倉茂樹さん(徳島県同和地区青少年団体連絡協議会「止揚の会」事務局)

講演内容: 中倉茂樹さん(徳島県同和地区青少年団体連絡協議会「止揚の会」事務局)

▽演題 むくもりを感じて場所

総合センター2階大ホール

日時 7月8日(火)

開場 午後7時

開演 午後7時半

プロフィール

1977(昭和52)年3月23日、徳島県吉野川市(旧麻植郡)山川町に生まれる。小学校時代にいじめを受け、部分的記憶喪失になる。中学時代に同級生がいじめられ不登校になる。毎日、彼の家に様子を見に行っていたが、教室に戻ってくることはなかった。そんな中、彼のお父さんがノイロゼになり自殺に追い込まれる。そのとき、絶対に許さんという怒りが込みあげてきた。

「高校時代に、人権集会で『部落民宣言』し、本当の間としてつながることができた。このとき感じたぬくもりをみんなに伝えられる人間になりたいと決意してから私の本当の同和問題学習が始まった。そして、待つていたのは差別との闘いであった。私は、自分の経験や闘いを通して、全国みんなに同和問題学習はすべての人間が幸せになるための勉強であることを伝えて生きたい。」

そして、結婚差別と闘う今を語る。

○お問い合わせ

大方総合支所住民課人権係

☎ 43-2800(直通)

教育委員会

佐賀生涯人権教育係

☎ 55-3190(直通)

佐賀市民館・児童館

☎ 55-2108

大方町民館

☎ 43-1204

大方児童館

☎ 43-3622

有料広告



認知症治療専門病棟の開設

(定床60床)

精神科医師による認知症の周辺症状に対する治療と作業療法士や看護師等による日々の生活機能回復訓練を実施し早期の回復を支援するとともに、専従の精神保健福祉士によりご家族や関係機関との調整を入院当初から行うことで、スムーズな在宅復帰やご希望により高齢者施設等への入居支援を行います。

- <職員配置>
- 医師 1名
 - 看護職員 常時、患者20名に対し看護職員1名以上(内、正看護2割以上)
 - 看護補助 常時、患者25名に対し看護補助職員1名以上
 - 作業療法士 1名 ●精神保健福祉士 1名



<入院等に関するお問い合わせ先>

聖ヶ丘病院内 医療相談室

☎ (0880) 63-2146